

# 令和4年度 牛深一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する情報

更新 R5. 4. 1

省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

## 【1】水質検査（毎月）

■規則第四条の五の二第四号二（省令第1条第2項第14号ハ(2)の測定値）

			R4. 4	R4. 5	R4. 6	R4. 7	R4. 8	R4. 9	R4. 10	R4. 11	R4. 12	R5. 1	R5. 2	R5. 3		
<b>放流水</b>			採取年月日	R4. 4. 28	R4. 5. 17	R4. 6. 7	R4. 7. 5	R4. 8. 2	R4. 9. 7	R4. 10. 4	R4. 11. 1	R4. 12. 6	R5. 1. 10	R5. 2. 7	R5. 3. 1	
検査項目	単位	排出基準	結果年月日	R4. 5. 20	R4. 6. 2	R4. 6. 20	R4. 7. 28	R4. 8. 18	R4. 9. 27	R4. 10. 21	R4. 11. 14	R5. 1. 10	R5. 1. 25	R5. 2. 20	R5. 3. 16	
水素イオン濃度 (PH)	-	5.0~9.0	結果	6.8	7.0	6.4	6.1	5.9	6.4	6.8	6.9	7.2	8.2	7.5	7.3	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	60以下		2	1未満	1未満	1未満	4	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1	1未満
化学的酸素要求量 (COD)	mg/l	90以下		3	4	4	3	4	3	3	2	2	2	2	2	3
浮遊物質 (SS)	mg/l	60以下		7	2	4	14	6	1未満	4	2	7	1未満	1未満	1未満	5
大腸菌群数 (省令対象外)	個/cm <sup>3</sup>	3000個以下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
窒素含有量	mg/l	120以下 (日間平均60以下)		6未満	6	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満

■規則第四条の五の二第四号二（省令第1条第2項第10号ハの測定値）

			R4. 4	R4. 5	R4. 6	R4. 7	R4. 8	R4. 9	R4. 10	R4. 11	R4. 12	R5. 1	R5. 2	R5. 3	
<b>地下水①</b>			採取年月日	R4. 4. 28	R4. 5. 17	R4. 6. 7	R4. 7. 5	R4. 8. 2	R4. 9. 7	R4. 10. 4	R4. 11. 1	R4. 12. 6	R5. 1. 10	R5. 2. 7	R5. 3. 1
検査項目	単位	排出基準	結果年月日	R4. 5. 20	R4. 6. 2	R4. 6. 20	R4. 7. 28	R4. 8. 18	R4. 9. 27	R4. 10. 21	R4. 11. 14	R5. 1. 10	R5. 1. 25	R5. 2. 20	R5. 3. 16
塩化物イオン	mg/l	-	結果	22	37	15	20	47	55	90	100	83	130	56	80
電気伝導率	mS/m	-		16	49	16	22	40	49	57	62	55	68	43	54

■規則第四条の五の二第四号二（省令第1条第2項第14号ハ(2)の測定値）

			R3. 4	R3. 5	R3. 6	R3. 7	R3. 8	R3. 9	R3. 10	R3. 11	R3. 12	R4. 1	R4. 2	R4. 3		
<b>放流水</b>			採取年月日	R3. 4. 30	R3. 5. 11	R3. 6. 1	R3. 7. 5	R3. 8. 3	R3. 9. 7	R3. 10. 5	R3. 11. 2	R3. 12. 7	R4. 1. 11	R4. 2. 1	R4. 3. 1	
検査項目	単位	排出基準	結果年月日	R3. 5. 12	R3. 5. 31	R3. 6. 21	R3. 7. 28	R3. 8. 23	R3. 9. 27	R3. 10. 19	R3. 11. 17	R3. 12. 27	R4. 1. 27	R4. 2. 15	R4. 3. 18	
水素イオン濃度 (PH)	-	5.0~9.0	結果	6.7	7.0	6.7	6.8	7.1	7.0	6.7	6.2	6.6	6.8	6.4	6.8	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	60以下		1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
化学的酸素要求量 (COD)	mg/l	90以下		4	4	6	4	5	3	5	4	4	4	4	4	4
浮遊物質 (SS)	mg/l	60以下		2	4	8	1	2	1未満	2	2	1	1未満	4	4	4
大腸菌群数 (省令対象外)	個/cm <sup>3</sup>	3000個以下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
窒素含有量	mg/l	120以下 (日間平均60以下)		6未満	6未満	12	10	10	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満

■規則第四条の五の二第四号二（省令第1条第2項第10号ハの測定値）

			R3. 4	R3. 5	R3. 6	R3. 7	R3. 8	R3. 9	R3. 10	R3. 11	R3. 12	R4. 1	R4. 2	R4. 3	
<b>地下水①</b>			採取年月日	R3. 4. 27	R3. 5. 11	R3. 6. 1	R3. 7. 5	R3. 8. 3	R3. 9. 7	R3. 10. 5	R3. 11. 2	R3. 12. 7	R4. 1. 11	R4. 2. 1	R4. 3. 1
検査項目	単位	排出基準	結果年月日	R3. 5. 11	R3. 5. 31	R3. 6. 21	R3. 7. 28	R3. 8. 23	R3. 9. 27	R3. 10. 19	R3. 11. 17	R3. 12. 27	R4. 1. 27	R4. 2. 15	R4. 3. 18
塩化物イオン	mg/l	-	結果	130	63	91	84	95	120	100	120	120	78	100	91
電気伝導率	mS/m	-		68	44	57	54	58	30	59	65	64	50	58	57

■規則第四条の五の二第四号二（省令第1条第2項第14号ハ(2)の測定値）			R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3		
<b>放流水</b>			採取年月日	R2.4.24	R2.5.12	R2.6.2	R2.7.21	R2.8.4	R2.9.1	R2.10.6	R2.11.6	R2.12.1	R3.1.5	R3.2.2	R3.3.2	
検査項目	単位	排出基準	結果年月日	R2.5.12	R2.5.25	R2.6.15	R2.8.6	R2.8.26	R2.9.18	R2.10.21	R2.11.20	R2.12.10	R3.1.18	R3.2.10	R3.3.18	
水素イオン濃度 (PH)	-	5.0~9.0	結果	7.1	7.0	6.8	7.1	7.0	7.0	7.2	6.7	6.4	7.0	7.3	7.2	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	60以下		1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
化学的酸素要求量 (COD)	mg/l	90以下		5	6	5	3	5	5	6	6	4	6	5	5	
浮遊物質 (SS)	mg/l	60以下		2	3	2	3	1	1	2	4	7	6	2	4	
大腸菌群数 (省令対象外)	個/cm <sup>3</sup>	3000個以下		0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
窒素含有量	mg/l	120以下 (日間平均60以下)		12	10	10	9	9	6未満	6未満	6未満	8	6未満	6未満	6未満	

■規則第四条の五の二第四号二（省令第1条第2項第10号ハの測定値）			R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	
<b>地下水①</b>			採取年月日	R2.4.24	R2.5.12	R2.6.2	R2.7.21	R2.8.4	R2.9.1	R2.10.6	R2.11.6	R2.12.1	R3.1.5	R3.2.2	R3.3.2
検査項目	単位	排出基準	結果年月日	R2.5.12	R2.5.25	R2.6.15	R2.8.6	R2.8.26	R2.9.18	R2.10.21	R2.10.21	R2.12.10	R3.1.18	R3.2.10	R3.3.18
塩化物イオン	mg/l	-	結果	94	40	96	50	60	90	98	100	120	57	63	62
電気伝導率	mS/m	-		67	29	67	28	53	58	60	63	68	44	44	43.8

【検査項目等の説明】

- ・水素イオン濃度 (PH) : 物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値。pH=7 の場合は中性、pH値が小さいほど酸性が強く、逆にpH値が大きいほどアルカリ性が強い。
- ・生物化学的酸素要求量 (BOD) : 水中の有機物などを酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量を表したもので、値が大きいほど、その水質は悪いといえる。
- ・化学的酸素要求量 (COD) : 水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を表したものである。
- ・浮遊物質 (SS) : 水中に浮遊する粒径2mm以下の不溶性物質の量。浮遊物質の多い水は透視度が下がり、藻類の光合成を阻害する。
- ・大腸菌群数 : 大腸菌をはじめとする細菌の数。水の汚染レベルの指標としてかなり早い時期から使用されている。
- ・窒素含有量 : プランクトンが異常発生し、水質を汚濁する原因になる。
- ・塩化物イオン : 塩素イオンとは水中に存在する塩化物を言い、塩化物イオンの濃度は汚染の1つの指標となる。塩化物は主として生活排水中に含まれ、特にし尿には塩化物が多量にあるので、し尿を多量に含む下水は塩化物イオン濃度が高い。
- ・電気伝導率 : 電気の通しやすさの尺度で、水中に溶解している物質の量を測定する。高い値ほど、水にさまざまな物質が溶解していることになり、一般的には汚い水といえる。
- ・排出基準 : 健康や環境を守るうえで維持されることが望ましい「環境基準」を確保するため、施設は「排出基準」を順守しなければならない。

**【2】-1 水質検査（年1回） 放流水**

省令別表第1に定める検査項目	単位	排出基準	
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと。	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005以下	
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03以下※2	
鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下	
有機リン化合物（ハリン、ミルバリン、メリン、トリリン及びトリメチルホスホニウムイオン（別名E P N）に限る。）	mg/l	1以下	
六価クロム化合物	mg/l	0.5以下	
砒素及びその化合物	mg/l	0.1以下	
シアン化合物	mg/l	1以下	
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.003以下	
トリクロロエチレン	mg/l	0.1以下※3	
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	
ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	
四塩化炭素	mg/l	0.02以下	
1-2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	
1-1-ジクロロエチレン	mg/l	0.2以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下	
1-1,1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	
1-1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	
1-3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	
チウラム	mg/l	0.06以下	
シマジン	mg/l	0.03以下	
チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	
ベンゼン	mg/l	0.1以下	
セレン及びその化合物	mg/l	0.1以下	
ほう素及びその化合物	mg/l	海域以外 ほう素50以下 海域 ほう素230以下	
ふつ素及びその化合物	mg/l	ふつ素15以下	
アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	アモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200以下	
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5以下	
※1	水素イオン濃度（水素指数）	mg/l	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下
	生物化学的酸素要求量	mg/l	60以下
	化学的酸素要求量	mg/l	90以下
	浮遊物質	mg/l	60以下

採取年月日	R4.10.4
結果年月日	R4.10.21
検査結果	不検出 0.0005未満 0.001未満 0.001未満 0.01未満 0.005未満 0.001未満 0.01未満 0.0003未満 0.003未満 0.001未満 0.002未満 0.0002未満 0.0004未満 0.002未満 0.004未満 0.03未満 0.0006未満 0.0002未満 0.0006未満 0.0003未満 0.002未満 0.001未満 0.001未満 0.5 0.8未満 2.2 0.05未満 6.8 1未満 3 4

※1 毎月検査を実施している【1】

※2 規則の一部改正：「カドミウム」の排出基準変更（H26.12.1）放流水0.1mg/l→0.03mg/l、地下水0.01mg/l→0.003mg/l

※3 規則の一部改正：「トリクロロエチレン」の排出基準変更（H28.9.15）放流水0.3mg/l→0.1mg/l、地下水0.03mg/l→0.01mg/l

**【2】-2**

省令別表第1に定める検査項目	単位	排出基準
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/l	5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/l	30以下
フェノール類含有量	mg/l	5以下
銅含有量	mg/l	3以下
亜鉛含有量	mg/l	2以下
溶解性鉄含有量	mg/l	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/l	10以下
クロム含有量	mg/l	2以下
※ 大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3000個以下
窒素含有量	mg/l	120（日間平均60）以下
磷含有量	mg/l	16（日間平均8）以下

※1 毎月検査を実施している【1】

採取年月日	R4.10.4
結果年月日	R4.10.21
検査結果	0.5未満 0.5未満 0.5未満 0.3未満 0.2未満 1未満 1未満 0.2未満 0.0 6未満 0.8未満

**【3】水質検査（年1回） 地下水**

省令別表第2に定める検査項目	単位	排出基準
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと。
総水銀	mg/l	0.0005以下
カドミウム	mg/l	0.003以下※2
鉛	mg/l	0.01以下
六価クロム	mg/l	0.05以下
砒素	mg/l	0.01以下
全シアン	mg/l	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと。
トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下※3
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下
ジクロロメタン	mg/l	0.004以下
四塩化炭素	mg/l	0.002以下
1-2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下
1-1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下
1-1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下
1-1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下
1-3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下
チウラム	mg/l	0.006以下
シマジン	mg/l	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	0.02以下
ベンゼン	mg/l	0.01以下
セレン	mg/l	0.01以下

採取年月日	R4.10.4
結果年月日	R4.10.21
検査結果	不検出 0.0005未満 0.0003未満 0.001未満 0.005未満 0.001未満 不検出 不検出 0.001未満 0.001未満 0.002未満 0.0002未満 0.0004未満 0.01未満 0.004未満 0.1未満 0.0006未満 0.0002未満 0.0006未満 0.0003未満 0.002未満 0.001未満 0.001未満

**【2】-1 水質検査（年1回） 放流水**

省令別表第1に定める検査項目	単位	排出基準	
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと。	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005以下	
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03以下※2	
鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下	
有機リン化合物（ハリン、ミルバリン、メルトン及びエチルトリフェニルホスホニウム塩（別名E P N）に限る。）	mg/l	1以下	
六価クロム化合物	mg/l	0.5以下	
砒素及びその化合物	mg/l	0.1以下	
シアン化合物	mg/l	1以下	
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.003以下	
トリクロロエチレン	mg/l	0.1以下※3	
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	
ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	
四塩化炭素	mg/l	0.02以下	
1-2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	
1-1-ジクロロエチレン	mg/l	0.2以下	
シス-1-2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下	
1-1-1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	
1-1-2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	
1-3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	
チウラム	mg/l	0.06以下	
シマジン	mg/l	0.03以下	
チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	
ベンゼン	mg/l	0.1以下	
セレン及びその化合物	mg/l	0.1以下	
ほう素及びその化合物	mg/l	海域以外 ほう素50以下 海域 ほう素230以下	
ふつ素及びその化合物	mg/l	ふつ素15以下	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200以下	
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5以下	
※1	水素イオン濃度（水素指数）	mg/l	海域以外 5.8以上8.6以下
		mg/l	海域 5.0以上9.0以下
	生物化学的酸素要求量	mg/l	60以下
	化学的酸素要求量	mg/l	90以下
浮遊物質	mg/l	60以下	

採取年月日	R3.10.5
結果年月日	R3.10.19
検査結果	不検出 0.0005未満 0.001未満 0.001未満 0.01未満 0.005未満 0.001未満 0.01未満 0.0003未満 0.003未満 0.001未満 0.002未満 0.0002未満 0.0004未満 0.002未満 0.004未満 0.03未満 0.0006未満 0.0002未満 0.0006未満 0.0003未満 0.002未満 0.001未満 0.001未満 0.58 0.8未満 3.1 0.05未満 6.7 1未満 5 2

※1 毎月検査を実施している【1】

※2 規則の一部改正：「カドミウム」の排出基準変更（H26.12.1）放流水0.1mg/l→0.03mg/l、地下水0.01mg/l→0.003mg/l

※3 規則の一部改正：「トリクロロエチレン」の排出基準変更（H28.9.15）放流水0.3mg/l→0.1mg/l、地下水0.03mg/l→0.01mg/l

**【2】-2**

省令別表第1に定める検査項目	単位	排出基準
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/l	5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/l	30以下
フェノール類含有量	mg/l	5以下
銅含有量	mg/l	3以下
亜鉛含有量	mg/l	2以下
溶解性鉄含有量	mg/l	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/l	10以下
クロム含有量	mg/l	2以下
※ 大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3000個以下
窒素含有量	mg/l	120（日間平均60）以下
磷含有量	mg/l	16（日間平均8）以下

※1 毎月検査を実施している【1】

採取年月日	R3.10.5
結果年月日	R3.10.19
検査結果	0.5未満 0.5未満 0.5未満 0.3未満 0.2未満 1未満 1未満 0.2未満 0.0 6未満 0.8未満

**【3】水質検査（年1回） 地下水**

省令別表第2に定める検査項目	単位	排出基準
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと。
総水銀	mg/l	0.0005以下
カドミウム	mg/l	0.003以下※2
鉛	mg/l	0.01以下
六価クロム	mg/l	0.05以下
砒素	mg/l	0.01以下
全シアン	mg/l	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと。
トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下※3
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下
ジクロロメタン	mg/l	0.004以下
四塩化炭素	mg/l	0.002以下
1-2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下
1-1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02以下
シス-1-2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下
1-1-1-トリクロロエタン	mg/l	1以下
1-1-2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下
1-3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下
チウラム	mg/l	0.006以下
シマジン	mg/l	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	0.02以下
ベンゼン	mg/l	0.01以下
セレン	mg/l	0.01以下

採取年月日	R3.10.5
結果年月日	R3.10.19
検査結果	不検出 0.0005未満 0.0003未満 0.001未満 0.005未満 0.001未満 不検出 不検出 0.001未満 0.001未満 0.002未満 0.0002未満 0.0004未満 0.01未満 0.004未満 0.1未満 0.0006未満 0.0002未満 0.0006未満 0.0003未満 0.002未満 0.001未満 0.001未満

**【2】-1 水質検査（年1回） 放流水**

省令別表第1に定める検査項目	単位	排出基準	
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと。	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005以下	
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03以下※2	
鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下	
有機リン化合物（パリン、ミルバリン、アリン、トリリン及びトリブチルホスホニウムイオン（別名E P N）に限る。）	mg/l	1以下	
六価クロム化合物	mg/l	0.5以下	
砒素及びその化合物	mg/l	0.1以下	
シアン化合物	mg/l	1以下	
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.003以下	
トリクロロエチレン	mg/l	0.1以下※3	
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	
ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	
四塩化炭素	mg/l	0.02以下	
1-2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	
1-1-ジクロロエチレン	mg/l	0.2以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下	
1-1,1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	
1-1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	
1-3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	
チウラム	mg/l	0.06以下	
シマジン	mg/l	0.03以下	
チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	
ベンゼン	mg/l	0.1以下	
セレン及びその化合物	mg/l	0.1以下	
ほう素及びその化合物	mg/l	海域以外 ほう素50以下 海域 ほう素230以下	
ふつ素及びその化合物	mg/l	ふつ素15以下	
アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	アモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200以下	
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5以下	
※1	水素イオン濃度（水素指数）	mg/l	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下
	生物化学的酸素要求量	mg/l	60以下
	化学的酸素要求量	mg/l	90以下
	浮遊物質	mg/l	60以下

採取年月日	R2.10.6
結果年月日	R2.10.21
検査結果	不検出 0.0005未満 0.001未満 0.001未満 0.01未満 0.005未満 0.001未満 0.01未満 0.0003未満 0.003未満 0.001未満 0.002未満 0.0002未満 0.0004未満 0.002未満 0.004未満 0.03未満 0.0006未満 0.0002未満 0.0006未満 0.0003未満 0.002未満 0.001未満 0.001未満 0.79 0.8未満 2.7 0.05未満 7.2 1未満 6 2

※1 毎月検査を実施している【1】

※2 規則の一部改正：「カドミウム」の排出基準変更（H26.12.1）放流水0.1mg/l→0.03mg/l、地下水0.01mg/l→0.003mg/l

※3 規則の一部改正：「トリクロロエチレン」の排出基準変更（H28.9.15）放流水0.3mg/l→0.1mg/l、地下水0.03mg/l→0.01mg/l

**【2】-2**

省令別表第1に定める検査項目	単位	排出基準
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/l	5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/l	30以下
フェノール類含有量	mg/l	5以下
銅含有量	mg/l	3以下
亜鉛含有量	mg/l	2以下
溶解性鉄含有量	mg/l	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/l	10以下
クロム含有量	mg/l	2以下
※ 大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3000個以下
窒素含有量	mg/l	120（日間平均60）以下
磷含有量	mg/l	16（日間平均8）以下

※1 毎月検査を実施している【1】

採取年月日	R2.10.6
結果年月日	R2.10.21
検査結果	0.5未満 0.5未満 0.5未満 0.3未満 0.2未満 1未満 1未満 0.2未満 0.0 6未満 0.8未満

**【3】水質検査（年1回） 地下水**

省令別表第2に定める検査項目	単位	排出基準
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと。
総水銀	mg/l	0.0005以下
カドミウム	mg/l	0.003以下※2
鉛	mg/l	0.01以下
六価クロム	mg/l	0.05以下
砒素	mg/l	0.01以下
全シアン	mg/l	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと。
トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下※3
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下
ジクロロメタン	mg/l	0.004以下
四塩化炭素	mg/l	0.002以下
1-2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下
1-1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下
1-1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下
1-1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下
1-3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下
チウラム	mg/l	0.006以下
シマジン	mg/l	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	0.02以下
ベンゼン	mg/l	0.01以下
セレン	mg/l	0.01以下

採取年月日	R2.10.6
結果年月日	R2.10.21
検査結果	不検出 0.0005未満 0.0003未満 0.001未満 0.005未満 0.001未満 不検出 不検出 0.001未満 0.001未満 0.002未満 0.0002未満 0.0004未満 0.01未満 0.004未満 0.1未満 0.0006未満 0.0002未満 0.0006未満 0.0003未満 0.002未満 0.001未満 0.001未満

■規則第四条の五の二第四号二（*ダ*イイシ類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令の測定値）

【4】 <i>ダ</i> イイシ類の測定結果（年1回）			採取年月日	R5. 2. 17	R4. 1. 28	R2. 12. 18
検査項目	単位	基準	結果年月日	R5. 3. 7	R4. 2. 18	R3. 2. 3
放流水	pg-TEQ/ℓ	排出基準 10 以下 ※		0.031	0.0026	0.0008

※*ダ*イイシ類対策特別措置法施行規則 第一条の二 別表第二

排出基準： 健康や環境を守るうえで維持されることが望ましい「環境基準」を確保するため、施設は「排出基準」を順守しなければならない。

環境基準： 空気や水、土などに含まれる化学物質の量について、人の健康及び生活環境を守るうえで維持されることが望ましい基準。

■施行規則 第四条の五の二第四号イ

【5】埋め立てた一般廃棄物の種類と数量

		R4. 4	R4. 5	R4. 6	R4. 7	R4. 8	R4. 9	R4. 10	R4. 11	R4. 12	R5. 1	R5. 2	R5. 3	累計
牛深クリーンセンター	焼却灰	29.14	27.99	25.84	26.08	25.95	27.85	21.79	21.76	27.40	25.62	17.32	32.32	309.06
	キレート固化	16.08	16.46	16.55	14.96	12.55	9.54	9.42	9.93	14.90	14.01	9.86	14.83	159.09
	カレット	10.27	10.64	9.87	9.86	11.26	9.40	9.88	10.56	11.41	7.71	6.17	8.51	115.54
小計		55.49	55.09	52.26	50.90	49.76	46.79	41.09	42.25	53.71	47.34	33.35	55.66	583.69
西天草クリーンセンター	焼却灰	0.00	22.36	42.07	0.00	21.24	22.20	0.00	0.00	50.55	0.00	23.05	30.55	212.02
	キレート固化	0.00	6.20	14.06	0.00	6.81	5.39	0.00	0.00	13.14	0.00	8.31	6.72	60.63
	カレット	0.00	7.07	9.86	0.00	7.53	7.62	0.00	0.00	12.13	0.00	6.19	11.54	61.94
小計		0.00	35.63	65.99	0.00	35.58	35.21	0.00	0.00	75.82	0.00	37.55	48.81	334.59
御所浦クリーンセンター	焼却灰	5.40	4.71	3.69	4.27	6.06	3.98	5.09	6.99	3.20	6.08	3.87	4.36	57.70
	キレート固化	1.11	0.47	0.98	1.06	1.62	0.55	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	6.79
小計		6.51	5.18	4.67	5.33	7.68	4.53	5.59	6.99	3.20	6.08	3.87	4.86	64.49
計		62.00	95.90	122.92	56.23	93.02	86.53	46.68	49.24	132.73	53.42	74.77	109.33	982.77
		R3. 4	R3. 5	R3. 6	R3. 7	R3. 8	R3. 9	R3. 10	R3. 11	R3. 12	R4. 1	R4. 2	R4. 3	累計
牛深クリーンセンター	焼却灰	35.77	30.18	33.29	36.79	34.69	33.80	22.75	31.05	32.50	29.42	21.72	30.39	372.35
	キレート固化	12.69	13.54	15.19	16.41	20.81	16.97	14.19	14.20	18.73	16.40	12.52	16.76	188.41
	カレット	13.37	11.13	15.11	14.15	10.62	11.76	11.11	11.07	11.37	8.57	7.11	11.34	136.71
小計		61.83	54.85	63.59	67.35	66.12	62.53	48.05	56.32	62.60	54.39	41.35	58.49	697.47
西天草クリーンセンター	焼却灰	0.00	0.00	56.28	0.00	23.29	24.08	0.00	20.17	29.40	0.00	28.01	19.21	200.44
	キレート固化	0.00	0.00	16.66	0.00	6.82	8.20	0.00	7.82	8.67	0.00	7.02	5.45	60.64
	カレット	0.00	0.00	14.74	0.00	7.95	5.80	0.00	4.65	7.87	0.00	3.28	6.67	50.96
小計		0.00	0.00	87.68	0.00	38.06	38.08	0.00	32.64	45.94	0.00	38.31	31.33	312.04
御所浦クリーンセンター	焼却灰	5.33	2.25	3.67	3.50	5.64	3.02	2.64	6.01	3.61	3.22	5.02	3.90	47.81
	キレート固化	0.00	1.23	0.77	0.32	1.46	0.50	0.83	1.26	0.93	0.78	0.00	0.65	8.73
小計		5.33	3.48	4.44	3.82	7.10	3.52	3.47	7.27	4.54	4.00	5.02	4.55	56.54
計		67.16	58.33	155.71	71.17	111.28	104.13	51.52	96.23	113.08	58.39	84.68	94.37	1,066.05

単位 t

		R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	累計
牛深クリーンセンター	焼却灰	37.09	35.19	36.83	46.30	54.77	68.71	37.71	27.38	42.75	32.21	26.08	39.45	484.47
	キレート固化	13.25	8.43	12.74	16.53	15.42	12.34	13.62	11.48	17.12	13.11	11.42	12.98	158.44
	カレット	10.85	13.86	11.13	20.76	14.92	15.15	22.26	13.94	14.39	13.22	10.44	13.78	174.70
小計		61.19	57.48	60.70	83.59	85.11	96.20	73.59	52.80	74.26	58.54	47.94	66.21	817.61
西天草クリーンセンター	焼却灰	0.00	29.26	23.99	0.00	29.41	19.50	25.76	15.58	24.81	0.00	24.61	26.43	219.35
	キレート固化	0.00	9.59	8.08	0.00	9.51	6.37	9.00	3.87	6.45	0.00	7.23	9.26	69.36
	カレット	0.00	8.36	6.94	0.00	5.17	3.49	0.00	3.89	5.95	0.00	4.57	6.81	45.18
小計		0.00	47.21	39.01	0.00	44.09	29.36	34.76	23.34	37.21	0.00	36.41	42.50	333.89
御所浦クリーンセンター	焼却灰	9.59	3.18	4.94	3.39	5.20	4.88	2.76	6.74	5.74	6.48	3.31	3.85	60.06
	キレート固化	1.23	1.14	1.18	1.30	0.87	1.11	0.81	0.00	1.67	1.26	0.00	1.94	12.51
小計		10.82	4.32	6.12	4.69	6.07	5.99	3.57	6.74	7.41	7.74	3.31	5.79	72.57
計		72.01	109.01	105.83	88.28	135.27	131.55	111.92	82.88	118.88	66.28	87.66	114.50	1,224.07

- ・焼却灰 : 燃え殻
- ・キレート固化 : 飛灰をキレート剤で固めたもの
- ・カレット : 燃えるごみに混ざっていた不燃物（陶器類、ガラスなど）

## 【6】施設の定期点検項目と結果

### ■規則第四条の五の二第四号ト（省令第一条第二項第十四号口の点検）

浸出液処理設備の定期点検	点検日	R5. 3. 31	R4. 3. 31	R3. 3. 31
	結果	異常なし	異常なし	異常なし

### ■規則第四条の五の二第四号ロ（省令第一条第二項第七号の点検）

擁壁の定期点検 （損壊のおそれはないか）	点検日	R5. 3. 31	R4. 3. 31	R3. 3. 31
	結果	異常なし	異常なし	異常なし

### ■規則第四条の五の二第四号ハ（省令 第一条第二項第九号の点検）

遮水工の定期点検 （効果が低下しているおそれはないか）	点検日	R5. 3. 31	R4. 3. 31	R3. 3. 31
	結果	異常なし	異常なし	異常なし

### ■規則第四条の五の二第四号ヘ（省令第一条第二項第十三号の点検）

調整池の定期点検 （損壊のおそれはないか）	点検日	R5. 3. 31	R4. 3. 31	R3. 3. 31
	結果	異常なし	異常なし	異常なし

### ■規則第四条の五の二第四号リ（省令第一条第二項第十九号）

## 【7】 残余の埋立容量

計画埋立容量 43,000 m <sup>3</sup>	①令和3年度末残余容量	②令和4年度埋立量	①-②令和4年度末残余容量
	14,429.6 m <sup>3</sup>	715.2 m <sup>3</sup>	13,714.4 m <sup>3</sup>
	①令和2年度末残余容量	②令和3年度埋立量	①-②令和3年度末残余容量
	15,207.3 m <sup>3</sup>	777.7 m <sup>3</sup>	14,429.6 m <sup>3</sup>

※残余容量は中間覆土、最終覆土、貯留堤（土堰堤）の容量を含む）